

楠正成文書考證 : 雑録

著者	武藤, 虎太
雑誌名	龍南會雑誌
巻	53
ページ	22-25
発行年	1897-02-10
その他の言語のタイトル	楠正成文書考證 : 雑録
URL	http://hdl.handle.net/2298/4713

判斷に多くの時間を費すものあり、然れどもこれ唯時間の長短の異なるのみ、拜學的精神の應用せらるゝに至りては則一なり、

もしそれ腦裡透徹、推理作用敏捷なる人に至りてハ複雑なる行爲もこれを寸時に判斷すること、猶常人微末の行爲に於けるがごときものあらん、余はかゝる人を呼んで察人の明あるものとし、又達觀の能あるものとなさんと欲するなり、然れば余が所謂達觀の能とは世人が往々主張するところの因果の理法を離脱せたるものにあらずして、唯推理作用の極めて神速明確なるものゝ異名たるのみ、彼の神性なる想像に耽けり、不公なる感情に感溺するものゝ如きは、素より達觀の腦力なきものより、察人の明なきものなり、唯腦裡透徹智力明截想像神智に流れず、感情不公に陥いらざるものにして、始めて能く人を察し始めて能く人を誣わざるを得べきなり、

これに因てこれを見れば人を察すること一日も欠ぐべからず、而もこれが正鵠を得んこと、誠に至難の業たり、唯真正の察人は真正の拜學的精神(至公、至明、至精)を有する人を俟て、始めて行るべきものゝみ、此精神は則智者の心なり、此精神は則仁者の心なり、

雄 錄

楠正成文書考證

教授 武藤虎太

去三月廿一日攝津國大坂天王寺合戰之砌無類之軍功遂奏聞候御
 獻感不斜候誠以每事抽群中御高名令感讚候訖仍執達如件

正慶元年六月朔日

正 成(花押)

野上修理亮殿

陣 所

本文書は其體例文言等一見人をして其偽書に非ざるかを疑はまむ。今左に其理由を臚列して、本書の價值無きを証せん。

第一、文言に就て之を觀るに、御[○]叡[○]感[○]と云ひ、不[○]斜[○]候[○]と云ひ、御[○]高[○]名[○]と云ひ、令[○]感[○]讚[○]と云ひ一と去て當時の文言に類するものなし。殊に抽[○]群[○]中[○]と云ふが如きは、殆んど他に類例を見ざる所なり。不斜候などの文字は近年世俗慣用の文字に屬し、南北朝の當時に行はれたる通用字なるや頗る疑はま。之を要するに、全文書の字句頗る新しきものゝ如し。

第二、體例に就て之を考ふるも、未だ悉く繪旨の例に合せず。抑も繪旨の例たる概えて繪旨如此、繪言如此、若くは天氣如此などの字あり。間には是等の文字を飲ぐものも有れども、稀に見る所なり。且つ是等の文字を飲ぐ際には。必ず被[○]仰[○]下[○]候[○]等の文字を以て之に代るを例とす。事實上之を考ふるも、延元年間に至り正成の執達狀を發せしこと等あるも、元弘の初年に於て、正成既に繪旨を奉行する迄に、天子に親近するを得たるや。凡そ繪旨は藏人より發するを例とす。本書正成より發せりとするは、最も疑ふべきの點なりとす。

若し繪旨に非すとせば、若くは所謂感狀の類か。感狀は正慶二年の頃、阿曾治時の發せしものもあれば、當時に此體なかりしには非ざるべし。然れども凡そ感狀と稱するものは、概えて武將若は將軍等臣下の忠勤を感賞する爲に與ふるものにして、叡覽に供するが如きは、他に其類例を見ざる所

なり。若し正成果して野上修理亮に感狀を與ふる位の位置に在らば、別に勳覽を遂げて後に發するにも及ばざるべし。何となれば、感狀の主意既に前述の如く、武將等臣下の功を賞するものなればなり。

之を要するに、本書は繪首と爲すも、感狀と爲すも、体例に於て既に違式の稜あるを認むべし。

第三、年號に就て考ふるに、正成は當時専ら南朝にありて、攻城野戰の爲め惟れ日も足らざるの時なれば、北朝にて正慶と改元せしことも果して知りしものによ、縱令ひ之を知悉するとするも、南朝の純臣と稱せらるゝ正成にして、焉んぞ北朝の年號を用ふるの愚を學ばんや。此點最も怪むべきのことなりとす。

第四、事實に就て之を考ふるに、天王寺の戰は元弘三年^{正慶二年}正月十九日にして、其廿二日正成は金剛山に歸り、翌廿三日宇都宮の家子等天王寺を攻め勝たずして二月二日に歸りしこと、楠木合戰注文に明なり。然るに太平記には、之を以て元弘二年^{正慶元年}五月天王寺の戰あり、其八月正成職文を讀むとせり。太平記の誤謬は固より喋々辯ずるを用ひず。然るに本文書は、天王寺の戰を以て二年三月廿一日に係く、是れ其年を同ふするも、月日に至ては太平記とも舛誤せり。況んや實際天王寺の戰ありしは、其翌元弘三年正月十九日^{正慶二年}なれば、年月に於て既に十ヶ月を異にせり。戰未だ興らざるに先つこと一年、而えて豫め軍忠褒賞の繪旨を發す。世豈に斯る奇怪の事有らんや。是に至つて本文書の妄誕捏造に出ること、復喋々を要せざるなり。

凡そ舊記古書を閱するに當つては、實に眞偽の鑑定と事實の商榷を要す。眞偽の鑑定とは、其書の果して眞物にして、後人の假託に出る無きか、若くは爲にする所ありて、捏造せしものには非るかを檢

するなり。事實の確否とは、其書の載する所果して能く事實に合するや否やを確むるなり。世には往々偽書ながらも、其記する所の事實は却つて眞なるものあり。或は眞書にしても、日記舊記類の如きは、其記憶違ひ等よりして、事實の眞相を誤るものあり。此故に舊記古文書眞個の價値を定むるには、必ず先づ眞偽の鑑定をなし、兼て其事實の確否を正さざるべからず。此二者は實に相關繋して離る可らざるものとす。今本書に就て考ふるに、其體例文字等より考察して、一見其偽書たるを知るべく、而して其記する所の事實全く眞を誤る。則ち本書は一毫採る可きの點なく、全く半文の價値をも有せずと斷定せざるを得ず。

波 枕

松 露

下、隱岐紀行

八月十三日、隱岐の嶋へ渡らんとて、松江を去りて船に乗り、夕境の港につきぬ。

れきの海白波いかに騒くとも吾はし行んその嶋の上に

十四日、朝早く四時に起き、第一隱岐丸に乗りて、美保關を左に見て日本海へと出ぬ。昔し後鳥羽院の隱岐に流され給ひて、陸路を出雲の見尾崎に出で給ひ、之より船にて嶋へと渡り給ふ時、都のかたへ遣し給ひてし御書のわくに、『まららめや浮身を崎の濱千鳥なくくまぼる袖のけしきを』と遊ばせし見尾崎が崎と、今呼ぶ美保關なるべくや、など思ひけるにむれたる千鳥、美保の鼻へと、なきてすぎぬ。